

○公の施設の指定管理者の指定について

「恵庭市黄金ふれあいセンター・恵庭市生涯学習施設かしわのもり」の指定管理者候補の選定について

1. 公の施設の概要	名称 / 恵庭市黄金ふれあいセンター 恵庭市生涯学習施設かしわのもり	所 管 課		
	所在地 / 恵庭市黄金南5丁目11番地1 恵庭市大町1丁目5番7号	恵庭市子ども未来部子ども政策課 ☎0123-33-3131（内線1237） 恵庭市教育委員会教育部社会教育課 ☎0123-33-3131（内線1711）		
設置目的 / 「恵庭市黄金ふれあいセンター条例」「恵庭市生涯学習施設かしわのもり条例」による。				
2. 公募概要				
申請条件	申請期間	令和6年7月10日～令和6年8月23日		
	指定期間（予定）	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）		
	業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>●黄金ふれあいセンター及びかしわのもりの設置目的を達成するために行う事業に関する業務</li> <li>●黄金ふれあいセンター及びかしわのもりの運営協議会運営に関する業務</li> <li>●施設の運営及びその設備その他これらに類するものの維持管理に関する業務</li> <li>●施設の利用許可及び料金徴収等に関する業務</li> <li>●施設の主催事業等の実施に関する業務</li> <li>●恵庭市カーボンマネジメントシステムに準じた環境に配慮した施設管理、報告関係の業務</li> <li>●上記に掲げるもののほか、管理運営上市が必要と認める業務</li> </ul>		
	利用料金制度	あり		
	管理費用参考額（5年分）	398,020千円（消費税及び地方消費税を含む）		
選定基準等	恵庭市黄金ふれあいセンター・恵庭市生涯学習施設かしわのもり指定管理者募集要項のとおり			
3. 申請結果				
申請者数 / 1団体（企業1）				
4. 選定委員会				
名称 / 恵庭市指定管理者候補選定委員会				
設置根拠 / 恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第15条及び同条例施行規則第11条				
委員	区分	氏名	所 属	備 考
	委員長	広中 敦	恵庭市総務部長	
	外部委員	遠藤 起予子	特定社会保険労務士	学識経験者
	外部委員	新名 孝信	税理士	学識経験者
	外部委員	森田 祐一	弁護士	学識経験者
	内部委員	小林 勉	恵庭市水道部長	
開催状況				
	区分	開催日時・場所	議 事	出席率
	第1回	令和6年10月15日（火） 10:00～11:00 市役所3階 301・302会議室	・審査項目の採点について ・指定管理者候補の選定について	100%
採点結果 / 79点（100点満点）				
審査の経過				
<p>令和6年7月10日に応募を開始し、締め切りまでに1団体から申請があった。所管課で当該団体が資格・要件を満たすことを確認。その後、所管課独自に設置した審査会を開催し、事業計画、収支計画、提案価格及び管理運営体制等について、申請者の個別プレゼンテーション及び委員によるヒアリングを行い、全体協議の上、1団体を候補案として選定した。（審査会：地域住民2名、有識者1名（都市計画）、市職員3名の計6名構成）</p> <p>令和6年10月15日開催の指定管理者候補選定委員会において、所管課案の候補者及び評価・採点についての検討・審査を行った。各委員に申請者からの申請書及び所管課が行った評価・配点表を配布し、各評価項目に従って逐一詳細な説明を受けながら検討・審査を行った。その結果、所管課（審査会）における採点結果は適切であり、選定委員会として「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社」を指定管理者の候補者として選定した。</p>				
選定した指定管理者の候補者 / 団体名 / シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 代表者 / 代表取締役 山田 智治				
選定理由				
<p>シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社は募集要項及び仕様書等で示した市が求める事項を十分に理解し事業提案がなされていた。</p> <p>全国・道内での子育て関連事業運営の実績に加え、令和6年度から恵庭市内の子育て関連事業の受託により、市内全ての子育て関連事業の運営を実施しており、スムーズな事業連携運営が期待できる。</p> <p>また、利用者に対しては、配慮が必要な利用者への対応や相談体制が整っていること、職員に対しては資質向上に向けたサポート体制が整っていること、加えて利用者や地域の意向を反映し、地域資源や関係機関との連携を行う事業提案があったことなどから、利用者に対するサービス向上につながるものと期待される。</p> <p>また、提案価格も基準管理費用を下回っており、指定管理者の候補者として適切であるとして選定した。</p>				
総 評				
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社は、施設の設置目的や募集要項の趣旨などをよく理解し、施設の運営についても実績を有している。審査項目全般に亘り水準が高く、中でも質の高いサービスの提供や業務を安定して行う実施体制、地域との連携といった点が高く評価され、指定管理者の候補者として選定することが適当であると判断された。				
【指定管理者の指定について】 恵庭市では、選定委員会による上記審査結果を踏まえ、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 代表取締役 山田 智治 を指定管理者の候補者として選定することとし、指定管理者の指定については、「恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」第8条第1項に基づき、令和6年第4回定例市議会に議案を提出することとします。				